

新潟市水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 6 月 9 日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第 7 号

新潟市水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

新潟市水道局庁舎管理規程（昭和 4 2 年新潟市水道局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中第 5 号を第 1 0 号とし、第 4 号の次に次の 5 号を加える。

- （５） 騒動、示威行為等により職員の執務を妨害する行為をし、又は当該行為をしようとする者
- （６） 業務に支障が生じるおそれのある方法で職員に面会を強要し、又は面会を強要しようとする者
- （７） 乱暴な行為又は言動その他他人を不快にし、又は他人に嫌悪の念を抱かせる行為をし、又は当該行為をしようとする者
- （８） 指定された場所以外で喫煙し、又は喫煙をしようとする者
- （９） 撮影、録音その他これらに類する行為（新潟市水道事業管理者が別に定める行為を除く。）をし、又は当該行為をしようとする者

附 則

この規程は、公布の日から施行する。